

## 審 査 基 準

平成20年2月1日作成

法 令 名：火薬類取締法 (23-3)
根 拠 条 項：第19条第4項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項、同第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）同第8条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110）
備 考：